

地域密着型特別養護老人ホーム運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人洲本たちばな福祉会が設置運営する地域密着型特別養護老人ホーム五色・サルビアホール（以下施設という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者（以下保険者という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称及び所在地等)

- 第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------------|
| (1) 名 称 | 五色・サルビアホール |
| (2) 所在地 | 兵庫県洲本市五色町都志大日 707 番地 |

(入居定員)

- 第3条 施設の入居定員は 20 名とする。

- 2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は以下の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) ユニット数 | 2 ユニット |
| (2) 菜の花の里 東ユニット | 10 名 |
| 菜の花の里 西ユニット | 10 名 |

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

- 第4条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 施設長（管理者） | 1 名 |
| (2) 事務員 | 1 名 |
| (3) 生活相談員 | 1 名 |
| (4) 介護支援専門員 | 1 名 |
| (5) 介護職員 | 6 名 |

- | | |
|-------------|-----|
| (6) 看護職員 | 1 名 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1 名 |
| (8) 医師 | 1 名 |
| (9) 栄養士 | 1 名 |
| (10) 調理員 | 委託 |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、その他の職員をおくことができる。

(職務)

第 5 条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者）

職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務の代行をする。

(2) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の評価を通じ、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言を行う。

(4) 介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立し日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(5) 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(6) 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(7) 機能訓練指導員

日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 医師

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(9) 栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第 6 条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 運営推進会議 (2) 職員会議 (3) 処遇会議 (4) 食事改善委員会
- (5) 感染症対策委員会 (6) 身体拘束適正化委員会 (7) 虐待防止検討委員会
- (8) 事故防止検討委員会

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 入居者に対する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス の内容及び利用料その他の費用の額

(利用料等の受領)

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、該当地域密着型介護老人福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から該当施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入居者から受けることができる。

- (1) 居住費
- (2) 食費
- (3) 入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。
- (7) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家族に対し、重要事項説明書により当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者及び家族の同意を得る。

第4章 運営に関する事項

(入退居)

第8条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対しサービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。

- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、入居者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第9条 入居者が施設サービスを受ける際には、入居者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第10条 施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について入居申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

- 第11条 施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供をもとめられた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第12条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退居の記録の記載)

第 13 条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第 15 条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入居者に対して説明し、同意を得る。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第 2 項及び第 3 項の規程を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第 16 条 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて、処遇を妥当適切に行う。

2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 施設の職員は、サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、入居者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように、説明を行う。

4 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第 17 条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

3 施設は、入居者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行なうことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。

5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

8 施設は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させる。

9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外のものにより介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 18 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が食堂で食事を摂ることを支援する。

(相談・援助)

第 19 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第 20 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、そ

の者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代行する。

- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 21 条 施設は、入居者に対し、介護計画に基づきその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

- 第 22 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。
 - 3 施設は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院を定める。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 23 条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後おおむね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居できるように努める。

(入居者に関する保険者への通知)

- 第 24 条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。
- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

- 第 25 条 施設は、入居者に対し適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。
- 2 施設は当該施設の職員によって地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
 - 3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第26条 施設は、現にサービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに施設の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関及び各関係機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第27条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告されその分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を設備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に（年2回以上）行う。また、新規採用時には、必ず事故発生防止のための研修を実施する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

- 2 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入居者の家族、及び施設の医師に連絡を行うとともに、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、顛末記録、再発防止に努め、その対応について協議する。
- 3 必要に応じて洲本市介護保険事故報告取扱い要領に従い、保険者等に報告する。
- 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条

施設は、非常災害時においては利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 施設は、非常災害、その他緊急事態に備えて、消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画、避難計画を作成して、入居者及び職員に対して周知徹底を図るため（年2回以上）避難・救出、その他必要な研修及び訓練等を実施する。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるように連携に努める。
- 4 施設は、平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第 29 条 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第 30 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

(感染症対策)

第 31 条 施設は、施設において感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための感染症対策委員会を定期的（3 カ月に 1 回以上）に開催するとともにその結果について、職員に対し、周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 施設は、職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年 2 回以上）実施する。
また、新規採用時には、必ず感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修を実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- (5) 平常時から備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(重要事項の掲示)

- 第 32 条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
- 2 施設は、重要事項等を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
 - 3 施設は、原則として、重要事項等の情報をインターネット上で情報閲覧が完結するようにウェブサイト又は、法人のHPに掲載・公表する。

(秘密保持等)

第 33 条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また施設は、職員が正当な理由なく、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 34 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員から、当該施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 35 条 施設は、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 施設は、その提供したサービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ、及び入居者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 施設は、その提供したサービスに関する国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 36 条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

- 2 施設は、運営推進会議をおおむね 2 月に 1 回以上開催し、地域住民の代表者等に対して意見交換を行うとともに、施設の活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 施設は、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(入居者の処遇)

第 37 条 施設は入居者の処遇に当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下身体拘束等）という。）を行わない。

- 2 身体拘束適正化委員会を 3 カ月に 1 回、定期的で開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図る。
- 3 施設は、身体拘束廃止に関する指針を作成し、必要に応じて見直しを行う。
- 4 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年 2 回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施する。

- 5 当該入居者及び他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等の行動を制限する場合には、その態様及び時間、その他の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待の防止)

第 38 条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施する。
また、新規採用時には、必ず高齢者虐待防止の研修を実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止対策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に対し周知するとともに市町村関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- (5) 上記措置を適切に実施するための責任者として施設長を置く。

(ハラスメント対策)

第 39 条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(職員の質の確保)

第 40 条 施設は、利用者に対する処遇に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

第 8 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 41 条 施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第 42 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(法令との関係)

第 43 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。